

年 度	令和4年度	文書番号	教高 第1200号
受 領 日		起 案 者	高等学校課
起 案 日	令和 4 年 4 月 6 日		高等学校／教務グループ
決 裁 日	令和 4 年 4 月 1 4 日		主 査 橋爪 剛
施 行 日	令和 4 年 4 月 1 5 日		（電話番号： ）
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-01	校 合 者	阪口 巨基
簿冊番号	30-1	保存期間	3 年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 8 年 5 月 3 1 日		
文書題名	行政文書の公開請求について（伺い）		
公 開 用 文書題名	行政文書の公開請求について		
決裁 関与者	佐々木 浩之〔教育総務企画課〕〔課長〕		
	金森 充宏〔教職員人事課〕〔課長〕		
	大井 孝志〔教職員企画課〕〔課長〕		
	西田 修〔施設財務課〕〔課長〕		
	染矢 美抄〔保健体育課〕〔課長〕		
	平田 誠和〔支援教育課〕〔課長〕		
	幡中 力〔高校再編整備課〕〔課長〕		
	白木原 亘〔教育振興室〕〔副理事〕		
	武下 一秀〔高等学校／学校経営支援グループ〕〔課長補佐〕		
	久 和人〔高等学校課〕〔参事〕		
関 係 者	松下 信之〔高等学校／教務グループ〕〔課長補佐〕		
	南 幸伸〔教総務／総務・人事グループ〕〔課長補佐〕		
	徳永 健治〔教職員人事／府立学校人事グループ〕〔課長補佐〕		
	上島 豊〔教職員企画／財務グループ〕〔課長補佐〕		
	服部 伸一〔施設財務／学校支援・助成グループ〕〔課長補佐〕		
	小澤 一氏〔保健体育課／保健・給食グループ〕〔課長補佐〕		
	峯 寿浩〔支援教育／企画調整グループ〕〔課長補佐〕		
	富樫 貴子〔高校再編／新高校第一グループ〕〔課長補佐〕		

伺い文	標記について、別添のとおり令和2年10月20日付け第1099号により行政文書の公開請求がありました。 つきましては、非公開決定通知書を次案のとおりとしてよろしいか。 お伺いします。	
添付文書情報	添付文書名	種別
	様式第5号_非公開決定通知書【浄書】.doc	電子
施行先	請求者	
施行方法	郵送	
備考		

非 公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 1 2 0 0 号

令 和 4 年 4 月 15 日

様

大阪府教育委員会 印

令和 2 年10月20日付けで提出された行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	別途郵送する別紙のとおり。（別紙は全91枚。整理番号が付番されている） 本件請求は 1 件の情報公開請求として処理し、インターネットを利用して電子データでの開示を求める。複数課にまたがる場合は代表課がとりまとめ、納入通知書は 1 通とすること。決定通知は整理番号による一覧形式が望ましい。
公開しないことと決定した行政文書の名称	【整理番号 1 ～91】
公 開 し な い 理 由	公開請求書に記載された内容では当該請求に係る行政文書を特定できないため、令和 2 年11月 4 日付け教高第2876号、令和 2 年12月 3 日付け教高第2876-2号及び令和 3 年 2 月15日付け教高第2876-3号により、大阪府情報公開条例第 7 条第 6 項による補正を求めたが、請求内容の記載がなお不十分であり、当該請求にかかる行政文書を特定することができず、本件請求は同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため、不適法な請求として却下する。
担 当 室 ・ 課（所）等	大阪府教育庁教育振興室高等学校課教務グループ （電話番号 06-6941-0351）（内線番号4723）
備 考	

受付番号第1099号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。